

## 第11回こども・みらい・サポート事業実行委員会規約

### (目的)

第1条 この実行委員会は平成23年(2011年)に山口県において開催される「第11回こども・みらい・サポート事業」(以下、「事業」という。)を開催するため、第11回こども・みらい・サポート事業実行委員会(仮称)(以下、「本会」という。)を組織し、事業開催に必要な事前準備、当日運営等を協議及び遂行する。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は、山口保護観察所企画調整課内に置く。ただし、特に必要な場合、事務局長及び事務局次長宅に置くことができる。

### (実行委員)

第3条 本会は実行委員で組織する。

2 実行委員は、次の者とする。

- (1) 中国地方BBS連盟会長、理事及び事務局長
- (2) 山口県BBS連盟会長、理事、監事、事務局長及び事務局員
- (3) その他事業の開催及び事前準備に協力する者

### (役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) その他必要な役員 若干名

### (役員の仕事)

第5条 役員は次の職務を掌握する。

- 2 実行委員長は、本会を代表し、会務の執行を総括する。
- 3 副実行委員長は、実行委員長及びその職務を補佐し、実行委員長に事故ある場合は、その職務を代理する。
- 4 事務局長は、本会の事務処理及び会計処理を執行する。
- 5 事務局次長は、事務局長及びその職務を補佐し、事務局長に事故ある場合はその職務を代理する。
- 6 その他の役員は、実行委員長の命を受け担当会務を執行する。

### (会議)

第6条 事業実施に必要なことを決定するため次の会議を開催する。

2 会務を遂行するため実行委員会を開催する。

- (1) 実行委員会は、第3条第2項の委員で構成する。

(2) 実行委員会の議長は実行委員長が行う。

3 事業を運営するため、担当者会議を開催する。

(1) 担当者会議は、担当する実行委員で構成する。

(規約の変更及び廃止)

第7条 この規約は、実行委員会の承認により変更及び廃止する。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年8月21日から施行する。